

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年3月7日

岩手県知事 達増 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 調査用バス借上げ
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和5年4月5日(水)から令和5年4月7日(金)まで
- (4) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 入札方法 (1)の件名で、総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (3) 6に定める一般競争入札参加申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成23年10月5日出第116号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (4) (3)の期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成7年2月9日建振第281号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成18年6月6日建技第141号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日制定)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員を

いう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 岩手県内に本社又は支社(支店・営業所等の拠点)を有すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸11番1号(盛岡地区合同庁舎8階 秘書課分室)

岩手県政策企画部秘書課儀典調整担当

TEL 019-629-5344 FAX 019-629-5783

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和5年3月7日(火)から令和5年3月17日(金)までの岩手県の休日に関する条例(平成元年岩手県条例第1号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、(1)の場所において交付する。

また、岩手県公式ホームページからダウンロードすることも可能。

4 入札及び開札の日時及び場所

令和5年3月20日(月) 午前10時

盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札当日(入札執行前)に、入札しようとする金額の100分の3以上の額を納めるものとする。

6 入札参加手続等

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要書類等を、令和5年3月17日(金)午後5時までに、3(1)に示す場所に郵送又は持参すること。

7 その他必要な事項

(1) 質問書の受付及び回答方法

この一般競争入札に関して質問がある場合は、令和5年3月15日(水)午後5時(必着)までに、3(1)に示す問い合わせ先に質問書(様式任意)を郵送又は持参すること。

なお、回答は、岩手県公式ホームページに掲載する。

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 手続の停止

令和5年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務手続について停止の措置を行うことがある。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) その他

詳細は入札説明書による。